検討委員会からのお知らせ

・Ｐ重防の算定について、以下の点にご留意下さい。

1　Ｐ重防の算定にあたってはＰ基検またはＰ精検が必須となります。
前月または前々月のＰ検査により算定した場合「前月検査済み」と摘要欄記載をお願いします。
⇒注意：Ｐ混検の結果にもとづくＰ重防は算定できませんのでご注意下さい。

2　Ｐ重防のインターバルはレセプト中２月空ける必要があります。
また、Ｐ重防算定期間中はたとえＰ重防を算定しない月であっても以下の項目は算定不可となります。
Ｐ処、Ｐ基処、Ｐ咬調、SC、SRP、歯清、訪問口腔リハ、小訪問口腔リハ、在口衛、非経口処

3　混合歯列期におけるＰ重防の点数は永久歯の歯数に応じた点数区分での算定となります。
乳歯は歯数に含められませんが、永久歯代行乳歯に限り歯数に含めることができます。
（１～９歯：150 点　　10～19 歯：200 点　　20 歯以上：300 点）

4　２回目のＰ検査（SC 後のＰ検査）よりＰ重防を開始した後、再評価のためのＰ検査により４ｍｍ以上のポケットが認められた場合は、SRP の算定が可能です。
⇒注意：再 SC は不可です。

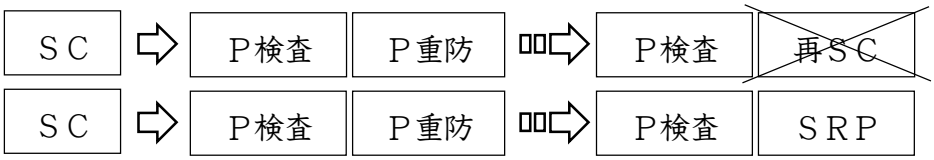

5　３回目のＰ検査（SRP 後のＰ検査）よりＰ重防を開始した後、再評価のためのＰ検査により４ｍｍ以上のポケットが認められた場合、再 SRP の算定はできませんが、SPT へ移行することは可能です。ただし、Ｐ重防と SPT のインターバルは中２月必要です。

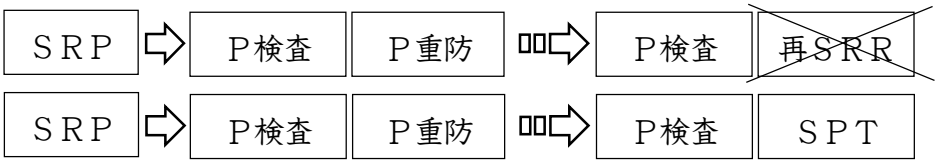

前回Ｐ重防から中２月